

平成30年度 柳川市立六合小学校における「学校いじめ防止基本方針」

○はじめに(「六合小学校いじめ防止基本方針の策定について）

本県においては、これまで、いじめ問題の解決を目指して諸施策を講じ、いじめ問題に取り組んできたところである。しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本県においてもいじめ問題への取組の一層の強化が必要である。

そこで、法の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめ防止等のための基本方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定(最終決定平成29年3月14日)。)を参考にすべての学校(公立・私立)において、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「県の基本方針」を定めた。

また、「福岡県いじめ防止基本方針」(最終改定 平成30年2月16日)が改定されたことに伴い、本市においても「柳川市いじめ防止基本方針」が改定(平成30年3月)されたところである。

そこで、本校においても改めて「いじめをしない、させない、みのがさない」という姿勢でいじめ問題の解決に取り組むべく、「六合小学校いじめ防止基本方針」の策定を行った。(最終改定 平成30年4月「いじめ防止対策推進法」(第13条))

これにより、学校・家庭・関係機関等の役割と責任、及び取り組むべき事柄を明確化するものである。

1 いじめの定義と本校の基本的な方針

法においては、いじめとは、

〔「いじめ防止対策推進法」(第2条)〕より

第2条 この法律において「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が身心の苦痛を感じているもの」とする。

と定義している。

(注1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係をさす。

(注2)「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかれられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

これらのいじめの定義を受け、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようするいじめ防止のための基本的な方針として、下記に5項目を設定する。

- ①「いじめをしない, させない, 許さない, 見過ごさない」という風土の醸成を図る。
- ②子ども一人一人の自己有用感を高め, 自尊感情の高揚を図る。
- ③「いじめは, 人間として絶対に許されない」という強い信念の下, 職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの事前防止・早期発見・措置について様々な手段を講じ, 子どもの安全を保障し, 適切で毅然とした態度で指導・支援を行う。
- ⑤保護者・地域, 関係諸機関との連携を深め, 一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめ防止対策のための校内組織, 教育委員会等との連携

- ①生徒指導推進委員会（校長, 教頭, 主幹教諭, 生徒指導担当, 養護教諭）
※生活づくり部会と兼ねる。
 - ・毎月定例会を開催し, いじめ・不登校の情報交換や生活目標の達成度や改善策等について話し合う。
 - ・気になる子どもの現状や指導・支援についての情報交換を行うとともに, 記録・共有を行う。(なかよしアンケートの集約・共有・保管)
- ②学校(校内)いじめ防止対策委員会（第22条等）
 - ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うために, 校長, 教頭, 主幹教諭, 生徒指導担当, 養護教諭, 当該学級担任, S C (S V), P T A会長, その他による「校内いじめ防止対策委員会」を設置し, 必要に応じて委員会を開催する。(1年に3回以上設定)
 - ・いじめ問題への取組についての評価と改善を行うとともに, 保護者等へ周知を図る。
- ③柳川市教育委員会等との連携
 - ・いじめを確認した場合は, 柳川市教育委員会に報告するとともに, 状況によって「重大な事態」と判断された場合は, 「いじめ防止対策推進法」に即して生徒指導推進委員会を開催し, 柳川市教育委員会の指導助言を求め, 組織的に対応していく。また, 法に抵触すると考えられる場合によっては, 柳川警察署へ通報し対応等の相談をする。

3 いじめを未然に防止するための取組（第15条, 第18条）

いじめを未然に防止するためには, 「子どもは柳川市の宝」の認識のもと, 全教育活動等を通じて, 子ども一人一人が認められ, お互いに思いやれる関係づくりに努める必要がある。また, 一人一人を大切にした授業を展開し, 確かな学力の定着を図っていく中で, 達成感や成就感を味わわせ, 自尊感情の高揚を図っていかなければならない。

一方, 保護者・地域にはいじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

【いじめを生まない教育活動の推進】

道徳科を中心とする道徳教育(体験活動との関連を図った授業, 命を大切にする心情の育成等)や特別活動, 縦割り活動による人間関係の育成等を図る。また, 以下の点を鑑みるものである。

①児童

- ・子どもが, 自己有用感を高め自尊感情を育むことができ, 学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたわかる授業を推進し, 確かな学力の向上と共に,

達成感や成就感を味わわせる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識がもてるよう様々な機会を通して指導・支援していく。
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、「是認すること」「黙認すること」と等しいことやいじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知られたりする行動の大切さをわかる。

②職員

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」ことを様々な場面で子どもに示す。
- ・子ども一人一人が自己存在感をもてるような子ども主役の学級経営に心がける。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育、望ましい人間関係形成を図る学級活動の充実を図る。
- ・不適切な言動が、子どもを傷つけたり他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に注意を払う。
- ・いじめについて理解（いじめの構造、発見、対処の仕方等）し、人権感覚を高める。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や主幹教諭等の協力を求め、組織的な対応を心がける。

③学校

- ・全教育活動を通じて、「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」という土壤をつくる。
- ・柳川市教育委員会や本校独自で実施しているいじめ・学校生活に関するアンケートを通して子どもの実態を把握し、いじめが発見された場合は個々の子どもたちに面談等を行い解消に努める。
- ・校長は、全校朝会等でいじめに関する講話をを行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としてあり方を子どもにわかる。
- ・「相談ポスト」を設置したり、スクールカウンセラー、スーパーバイザーとの相談できる体制の構築に努める。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等で話し合うなど、子ども自身の手による取組を支援する。
- ・「福岡県いじめ防止基本方針」や「柳川市いじめ防止基本方針」を参考にし、より実効性のある取組を行う。

④保護者・地域に対して

- ・学習参観日やPTA総会等の場や、学校からのお便り等を通して、保護者への啓発を繰り返し行う。PTA連合との関連も積極的に図っていく。
- ・いじめリーフレット等を確実に配布するとともに、子どもが発する変化に気づいた時は、どんな些細なことでも、早急に学校に相談することへの理解を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決するための取組

「いじめはどの学級、どの子どもにも起こりえるものである」という基本認識にたち、全職員（チーム六合として）で見守る姿勢で取り組む。

だれかがいじめを認知した場合は、一人で抱え込みず、六合小学校全体で対応することが大切である。担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

(1) いじめの早期発見（第16条等）

- ・毎月のアンケート（なかよしアンケートを第三週に実施、第四週に生徒指導担当が結果を集約し、生活づくり部で情報を共有）の実施後、→生活づくり部で状況の把握と具体策の方針を決定→いじめ防止対策委員会の開催→全体での共通理解と取組を行う。
- ・5月の全校朝会で、生徒指導担当より「相談ポスト」についての周知を児童に行うとともに、毎月15日・30日に集約を行い、各事案への対応について生活づくり部で話し合う。
※なかよしアンケートの集約とともに生活づくり部にかけるものとする。
- ・おかしいと感じた子どもがいる場合はその子の学級担任に尋ね、問題がある場合は「生活づくり部」（生徒指導推進委員会を兼ねる）を開き、問題の共有化を図り、大勢の目で子どもを見守る。
- ・子どもに変化が見られる場合は、担任等が積極的に働きかけを行い、子どもの安心感をもたせると同時に問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は担任や生徒指導担当・養護教諭等で教育相談を行い、悩み等を聞きその問題の把握に努める。

(2) いじめの早期対応・早期解決（第23条等）

- ・いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、組織を通じて解決にあたる。
「報告一連絡一相談」システムの徹底
※「これくらいは…」という教師の判断はしない。いじめの態様に軽重はつけず、当該児童の状況をきちんと把握する。
- ・情報収集をきめ細かに行い、事実を確認した上でいじめられている子どもの安全を最優先に考え、いじめている側の子どもに対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・是認の観衆や黙認の傍観者の立場にいる子どもたちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている子どもの心の傷を癒やすために、養護教諭・スクールカウンセラー等と連携をとりながら指導・支援していく。
インターネットや携帯電話を利用したいじめへの適切な対応を図るために「情報モラル」についての学習（道徳科・学級活動・総合的な学習の時間等）を位置づける。また、親子での規範学習を実施する。ネットパトロール等、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。（責任者を教頭・生徒指導担当とする。）

(3) 教育相談体制の整備（第18条）

- ・早期対応に向けて、市や県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を配置・活用するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。（特に、中学校カウンセラーとの連携を密にする。）
- ・児童や保護者に向け、子どもホットライン24相談窓口や市の相談窓口、学校の相談窓口等の周知（懇談会やお便り）の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

(4) 教員研修の充実（第18条、第20条）

- ・教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や市教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。→ 生活づくり部会や、夏季休業中の一般研修を活用し、講師招聘研修を実施する。（※計画的実施を図る。）
- ・調査研究成果を校内研修指導資料等に活用する。

(5) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

- ・「六合小学校いじめ防止基本方針」について、4月のPTA総会や学級懇談会学校で校長や学級担任が周知の徹底を図るとともに、ホームページでの

公開を行う。

- いじめ問題が起こったときには、家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での生活の様子や友達関係等についての情報を収集し、問題解決に生かす。必要に応じて、柳川市教育委員会・関係機関と連携していく。
- PTA連合会の取組（いじめ撲滅月間）とリンクさせることで、PTA理事会の役員を中心としていじめ問題に対する啓発を図る。

5 評価・点検

いじめ問題に関する取組については、定期的に評価を行うことが必要であり、「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部等組織ごとに評価を行い、学校全体として組織が機能しているかを評価する。

また、生徒の悩みや不安への教育相談の実施状況やチェックポイントの活用状況、アンケートの実施状況、家庭との連携した取組等について、それぞれの具体的な取組についての評価や点検を行う。

さらに、評価や点検により浮かび上がった課題については、早急に改善を行う。

【いじめ問題の取組に関する評価表】

A：十分できているB：ほとんどできているC：やや不十分であるD：できていない

点検項目	評価	改善に向けて
1 職員会議等でのいじめ問題に関する指導方針等の確認		
2 校内報告・連絡マニュアルの作成		
3 年度当初、手引を活用した研修会の実施		
4 夏季休業期間等に、いじめ問題に関する研修会の実施		
5 月1回「校内いじめ防止対策委員会」の実施		
6 気になる子の個人カルテへの記録		
7 月1回の気になる子の情報交換及び指導状況の報告		
8 全生徒を対象とした教育相談の年2回の実施		
9 定期的な「チェックリスト」（ダイジェスト版）の活用		
10 年2回のいじめの早期発見に向けた「総点検」の実施 「チェックポイント」の活用、アンケート調査の実施等		
11 年度当初、保護者へのいじめ問題への取組 「家庭用チェックリスト」等の説明)		
12 保護者対象のいじめ問題に関する研修会の実施		

6 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - (例)・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(1) 学校による調査（第16条等）

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に、事態発生について報告する。（第28条第1項）
- 市教育委員会又は学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。ただし、調査を開始する前には、被害者・保護者に対して次の事項について丁寧に説明を行う。
＜説明事項＞①調査の目的、目標②調査主体（組織構成、人選）③調査時期、期間（スケジュール、定期報告）④調査事項、調査対象⑤調査方法⑥調査結果

(2) 調査を行うための組織

- 調査を行うための組織は、校内いじめ対策委員会（校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・外部関係機関）を主とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。※聞き取りについては、いじめ防止対策委員会で行う。場合によって担任等が行う場合も含めて、聞き取りを受けている児童や他の児童の学習権を保障するよう配慮する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。（継続的支援を行う体制の整備や家庭との連携）

② いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などにより行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を加えるとともに、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、調査を行うにあたっては、市教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けるものとする。

6 いじめ防止対策推進の年間計画

	主ないじめ防止対策活動	保護者への働きかけ	職員研修計画
4月	「生活づくり部」生徒指導委員会 いじめアンケート(名称は「なかよしアンケート)の実施	・学級懇談会での周知 ・PTA総会での講話等(校長より)	・学校いじめ防止方針, いじめの定義, 指導体制等についての共通理解 ・生活づくり部年間計画の提案(教育相談計画) ・教育相談の方法についての研修
5月	教育相談①の実施 いじめアンケートの実施 「生活づくり部」生徒指導委員会	・家庭訪問での情報収集	・気になる子の共通理解と指導方針の確認
6月	「生活づくり部」生徒指導委員会 いじめアンケートの実施	・リーフレット, チェックリストの配付 ・人権に関する学習参観(6月)	・いじめアンケート, 市アンケートの結果の検討会
7月	「生活づくり部」いじめアンケートの実施 未然防止に向けて全校朝会での指導	・懇談会での情報収集	・1学期の取組評価反省 ・県人権和教育研修会の報告共有
8月	サマースクール時の児童観察		・人権同和教育事例研修 いじめ問題研修
9月	「生活づくり部」生徒指導委員会 いじめアンケートの実施	・懇談会での情報収集	
10月	教育相談の実施 いじめアンケートの実施 「生活づくり部」生徒指導委員会	・リーフレット, チェックリストの配付	・教育相談の方法についての研修
11月	「生活づくり部」生徒指導委員会 いじめアンケートの実施		
12月	「生活づくり部」いじめ防止委員会 いじめアンケートの実施 未然防止に向けての全校朝会での指導	・人権に関する学習の実践	・2学期の取組評価反省
1月	「生活づくり部」生徒指導委員会 いじめアンケートの実施		
2月	「生活づくり部」生徒指導委員会 いじめアンケートの実施	・懇談会での情報収集 ・個別懇談	・次年度教育計画の共通理解
3月	「生活づくり部」いじめ防止委員会 いじめアンケートの実施		・3学期の取組評価反省
備考	◎いじめ防止対策委員会(月1回+臨時)…生活づくり部会の中で行う。 ※SCやSSWは必要な場合のみ参加を要請 ◎気になる児童についての情報交換会(月1回) ○日常の観察 •朝の会の健康観察時, 帰りの会, 休み時間 •教師が目の届かないところへの気配り ○相談ボストの設置 ○ネット上の課題の確認 ○PTA講演会 ○新聞等全国的な課題の確認(新聞切り抜き)		

7 いじめ対応全体図（組織的対応の流れ）

